

令和6年8月吉日

関係各位

宮前警察署生活安全課

銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律の施行に伴う各種手続きについて（お知らせ）

令和6年6月14日、銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律が公布され、公布の日から9か月を超えない日から施行されることとなりました。

これに伴い、ハーフライフル銃（替え銃身を含む）を継続して所持される方は、下記の手続きが必要となりますのでお知らせします。

記

1 改正の概要

ライフル銃の定義が変更され、改正法施行後は、銃腔に腔旋（通称「ライフリング」）を有する猟銃で腔旋を有する部分が銃腔の長さの5分の1以上であるものについては、ライフル銃の許可基準の特例が適用されることとなりました。

既にハーフライフル銃（替え銃身を含む）の所持許可を受けている方で、改正法施行後も継続して所持される場合は、生活安全課で許可証の書換えが必要となります。

2 手続きが必要な方

(1) ハーフライフル銃身付きの銃を「散弾銃として」許可を受けている方

銃砲店で「銃身がハーフライフルであること」を確認してもらい、証明書の発行を受けてください。その後、生活安全課で銃の種類を「散弾銃」から「ライフル銃及び散弾銃以外の猟銃」に変更する手続きを行ってください。

(2) 散弾銃で許可を受けている銃の替え銃身として、「ハーフライフル」を所持している方

銃砲店で「替え銃身がハーフライフルであること」を確認してもらい、証明書の発行を受けてください。その後、生活安全課で銃の種類を「散弾銃」から「ライフル銃及び散弾銃以外の猟銃」に変更すると共に、ハーフライフルの替え銃身を本銃身に変更する手続きを行ってください。

(3) 銃砲店で発行を受ける証明書の記載内容について

銃砲店などで発行してもらう「銃身がハーフライフルであることの証明書」の記載内容については、

ア 散弾銃所持者の人定

住所、氏名、生年月日

イ 確認をした年月日及び確認を行った銃砲店名

ウ 銃番号及び商品名

エ ライフリングが施されている部分が銃腔の長さの半分以下であること

オ 譲渡等承諾書を代用する場合

譲渡等証明書を活用する場合は、特徴欄にエのようにライフリングが半分以下であることを記載してもらってください。

(4) 所持している銃がハープライフルか分からない場合

上記手続きを行わずに、法施行後も継続して所持している場合は不法所持となる場合があります。

所持している散弾銃（替え銃身を含む）にライフリングが施されているか分からない場合は、必ず銃砲店で確認をしてもらってください。

(5) 申請期間

改正法は令和7年春に施行される予定ですので、施行日の前日までに書換えを行うことが必要です。

法施行が早まる可能性もありますので、早めに書換えを行ってください。

なお、この手続きに係る申請書の提出及び手数料は不要です。

3 参考（令和7年3月頃からの変更予定について）

これまで申請手数料は収入証紙により徴収していましたが、令和7年3月頃から、クレジットカード、交通系ICカード、コード決済等の電子マネーで徴収する方法に変更されます。

キャッシュレス決済の手段を持っていない方は、コンビニや金融機関で現金を納付後、納付済証を持参していただく必要があります。

スムーズな手続きのためにも、キャッシュレス決済のご利用をお願いします。

大事なお知らせなので、宮前警察署管内居住の方で、猟銃・空気銃所持許可証をお持ちの方にお知らせしました。

ご質問等あれば、下記担当者までご連絡ください。

〈連絡先〉

宮前警察署生活安全課(担当者 大塚)

TEL:044(853)0110 内線 262

※ お問い合わせについては、平日午前9時頃から午後4時頃までをお願いします。